

宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議設置要綱

平成17年11月15日

総合政策部生活・協働・男女参画課

(設置)

第1条 宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年宮崎県条例第67号）第9条の規定に基づき、県、市町村、県民、事業者等が相互に連携し、及び協力して、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進することにより、安全に安心して暮らせる地域社会を再構築するため、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 県民会議は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全で安心なまちづくりの総合的な施策の推進に関する事業
- (2) 安全で安心なまちづくりの普及、啓発に関する事業
- (3) 安全で安心なまちづくりに関する情報の交換及び連絡調整に関する事業
- (4) その他安全で安心なまちづくりに必要な事項に関する事業

(構成等)

第3条 県民会議は、別表に掲げる団体及び機関（以下「構成団体等」という。）をもって構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、宮崎県知事をもって充てる。
- 4 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、宮崎県警察本部長、宮崎県自治会（区会）連合会会長、公益財団法人宮崎県防犯協会連合会会長及び宮崎県PTA連合会会長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代行する。

(総会)

第4条 県民会議の総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成団体等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 県民会議は、県民会議の円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 県民会議の庶務は、宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課及び宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 2 月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 2 月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 3 月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 3 月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月 9 日から施行する。